

阿智村農業委員会委員（農業委員）募集のお知らせ

「農業委員会等に関する法律」により、阿智村では以下の通り、令和5年度7月から農業委員になっていただく方を募集します。

1 募集人員

14人

2 任期

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

3 身分

阿智村の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

5 委員報酬

年額 306,000円

（農業委員会会長に就任した場合、年額469,000円）

（農業委員会会長職務代理者に就任した場合、年額320,000円）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

以下の（1）の様式により必要事項を記入のうえ、（2）の添付書類を添えて、郵送又は持参により、阿智村役場建設農林課へ提出してください。様式は役場窓口に備えるほか、阿智村ホームページからダウンロードできます。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
自ら応募する場合	様式第3号

(2) 添付書類

- ア 推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後3ヶ月以内のもの）
- イ 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者である場合又は所属する法人が認定農業者である場合は、認定農業者であることを証明する書類の写し。

8 推薦又は応募の重複について

同一の方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること又は応募することができますが、双方の委員を兼ねることはできません。

9 受付期間

令和5年3月27日（月）から令和5年4月26日（水）まで（必着）
※持参される場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに持参してください。

10 選定方法

阿智村農業委員候補者評価委員会において、書類審査等を実施し、その評価結果を参考に村長が選考します。農業委員の任命には、議会の同意が必要となることから、その結果は、6月に推薦者、推薦を受けた者、応募された者に郵送により通知します。

11 推薦又は応募に関する情報の公表

法令の定めにより、受付期間の終了後に、阿智村のホームページ等で、提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

阿智村役場 建設農林課 農業委員会事務局
〒395-0303
阿智村駒場483
電話番号 0265-43-2220